

学校感染症等に係る登校に関する意見書

大阪府立大阪南視覚支援学校

部

名前

■下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第19条にもとづき、療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、年 月 日以降の登校が可能であると判断しました。
出席停止期間： 年 月 日～ 年 月 日

第1種感染症

☐ () [治癒]

第2種感染症

☐ インフルエンザ（A型・B型）

[発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過]

☐ 新型コロナウイルス感染症

[発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過]

☐ 百日咳 [特有の咳が消失又は5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]

☐ 麻疹 [解熱後3日経過]

☐ 流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好]

☐ 風疹 [発疹消失]

☐ 水痘 [すべての発疹の痂皮化]

☐ 咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]

☐ 結核 [感染のおそれなし]

☐ 髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第3種感染症 [感染のおそれなし]

☐ 腸管出血性大腸菌感染症（※）

☐ 流行性角結膜炎

☐ 急性出血性結膜炎

☐ コレラ

☐ 細菌性赤痢

☐ 腸チフス

☐ パラチフス

（※）便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。

■いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発しん

よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛

がんこな咳嗽 唾液腺の腫大 ()

■その他の意見：

()

年 月 日

医療機関名：

診察医師：